議案第１５号　八幡市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例案についての賛成討論

（２０１９年９月議会総務委員会　亀田優子）

２０１７年５月に、改正地方公務員法・地方自治法が公布され、２０２０年４月から新たに一般職非常勤としての「会計年度任用職員制度」が導入されることになりました。

地方公務員法は、公務運営は「任期の定めのない常勤職員（正規職員）が中心」と規定されており、特別職や臨時的任用は、「特別の理由がある場合」というように限定的なものです。

ところが、自治体リストラ、総人件費抑制などの行財政改革により、正規職員から非正規職員への置き換えがすすんできた結果、八幡市においても非正規雇用の職員が７４８人になっています。

今回の条例案は、臨時、非常勤職員を会計年度任用職員とすることで期末手当の支給が可能となります。また、フルタイム会計年度任用職員には、退職手当の支給もできることになります。

先ほどの質疑で、改正前との比較で、フルタイム会計年度任用職員２２人は、退職手当が支給されるなど給与、報酬の人件費総額としては約１億９０００万円増額されることがわかりました。任用の継続も必要な業務があれば、雇用の継続が保障されるとのことです。

しかし、あくまでも地方自治体の職員は、任期の定めのない常勤職員を中心とすることが大原則です。非常勤の職を『人員の調整弁』として利用することがないようにすべきです。こうした懸念を指摘して賛成討論といたします。